

生活保護法に係る手続き

介護事業者の皆様へ

豊中市福祉事務所

生活保護法改正に伴うお知らせ

- 生活保護法の改正により、**平成 26 年 7 月 1 日以降**に介護保険法の指定を受けたサービスは、生活保護法等による指定を受けたものとみなされることとなります（**みなし指定**）。
ただし、**別段の申出書**を提出された場合には、みなし指定されません。
* 別段の申出書を提出する場合は、別紙 1 をご覧ください。
- 全ての生活保護法等指定介護機関（みなし指定を含む）は、生活保護法施行規則に規定されている事項に**変更等**があった場合は、介護保険法だけでなく、**生活保護法においても別に変更等の届出が必要です**。

- * 平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法の指定を受けるサービスについては、みなし指定となりますので、改めて指定申請を行う必要はありません。
- * 平成 26 年 6 月 30 日までに介護保険法の指定を受けたサービス（介護保険法におけるみなし指定も含む）について、平成 26 年 7 月 1 日以降、新たに生活保護法の指定を受ける場合は、従前どおり介護保険法とは別に申請が必要です。（みなし指定とはなりません。）

【生活保護法等指定介護機関とは】

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護扶助及び介護支援給付を行うため、介護を担当する機関をいいます。

指定を受けた生活保護法等指定介護機関は、生活保護法に従い、厚生労働大臣の定めるところ（指定介護機関介護担当規程）により、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければなりません。

【生活保護法施行規則に規定されている変更等届出が必要な事項】

1. 事業所の名称や所在地の変更
2. 事業者の名称や主たる事務所の所在地（個人の場合は氏名や住所）の変更
3. 事業所の管理者に関する事項の変更（H26. 7. 1 から届出が必要になりました）
4. 事業者の代表者に関する事項の変更（H26. 7. 1 から届出が必要になりました）
5. 事業を休止する場合
6. 休止していた事業を再開する場合
7. 生活保護法等の指定を辞退する場合（辞退しようとする日の 30 日以上前に届出が必要です）

* 変更届等の様式については、下記までお問い合わせ下さい。様式を郵送します。

【問い合わせ先】

〒561-8501
豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号
豊中市 福祉部 福祉事務所 医療介護係
電 話：06-6842-3577
F A X：06-6842-3587

介護保険法の規定による指定又は開設許可を受けようとする

介護事業者の方へ

生活保護法第54条の2第2項の規定により、介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。

生活保護法の指定介護機関としての指定が不要な場合（※）には、生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、別紙の申出書について必要事項を記載のうえ、介護保険法事業開始指定日前日までに、豊中市福祉事務所に提出してください。

※ 生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行うことができなくなりますので、十分ご注意ください。

【問い合わせ先】

〒561-8501

豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市 福祉部 福祉事務所 医療介護係

電 話：06-6842-3577

F A X：06-6842-3587

申 出 書

生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項に係る指定介護機関としての指定を不要とする旨申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

・開設者の氏名及び住所

※開設者が法人の場合には、法人名・代表者名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

氏名 _____

住所 _____

・管理者の氏名及び住所

氏名 _____

住所 _____

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

事業の種類 _____

年 月 日

豊中市長様

住所
申出者（開設者）
氏名